

件名	亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
----	----------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成30年4月1日実施の組織・機構改革に伴い、常任委員会の所管を改めるとともに、議会運営と条例の規定との整合を図るため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 常任委員会の所管を次のとおり改正します。 <第2条関係>

委員会	改正後	改正前
総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合政策部の所管に関する事。 ・防災安全課の所管に関する事。 ・会計課の所管に関する事。 ・消防本部及び消防署の所管に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画総務部の所管に関する事。 ・財務部の所管に関する事。 ・出納室の所管に関する事。 ・消防本部の所管に関する事。
	(以下は現行通り) <ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に関する事。 ・他の常任委員会の所管に属しない事。 	
教育民生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活文化部の所管に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化部の所管に関する事。
	(以下は現行通り) <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部の所管に関する事。 ・医療センターの所管に関する事。 ・教育委員会の所管に関する事。 	
産業建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設部の所管に関する事。 ・上下水道部の所管に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境産業部の所管に関する事。 ・建設部の所管に関する事。
	(以下は現行通り) <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の所管に関する事。 	

(2) 予算決算委員会の所管として、亀山市総合計画条例に規定する基本構想及び基本計画の議案に関する事を明記します。 <第2条関係>

(3) 任期満了前に委員が改選された場合の任期起算の規定を削除します。

<第5条ただし書関係>

(4) 地方自治法の改正により常任委員会の複数所属が可能となり、常任委員の辞任が可能となっていることから、常任委員の辞任について規定します。

<第14条関係>

3 その他

施行日は、平成30年4月1日とします。